

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号の五を同条第二号の七とし、同号の前に次の二号を加える。

二の五 強い農業づくり交付金実施要綱に基づく事業実施計画の承認（畜産に関する事業に係るものを除く。）

二の六 産地パワーアップ事業実施要綱に基づく産地パワーアップ計画（以下「産地パワーアップ計画」という。）の承認（都道府県農業再生協議会長が作成した計画に係るものを除く。）

第十三条第七号(二)中「に係るものを除く。」を「及び農産物生産供給体制強化事業（畜産に関するもの及び産地パワーアップ計画（都道府県農業再生協議会長が作成したものに限り。）に係るものに限る。）を除く。」に改める。

第十四条第十四号(二)の次に次のように加える。

(三) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等のうち、農産物生産供給体制強化事業に関する補助金等（畜産に関する事業に係るものに限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。